

議案第 9 号

平成 29 年度木古内町下水道事業特別会計予算

平成 29 年度木古内町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 210,797 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

平成 29 年 3 月 3 日提出

北海道上磯郡木古内町長 大 森 伊 佐 緒

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		4,778
	1 負 担 金	4,778
2 使用料及び手数料		29,749
	1 使 用 料	29,670
	2 手 数 料	79
3 国庫支出金		30,000
	1 国庫補助金	30,000
4 繰入 金		92,056
	1 繰入 金	92,056
5 繰越 金		1
	1 繰越 金	1
6 諸 収 入		13
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑 入	12
7 町 債		54,200
	1 町 債	54,200
歳 入	合 計	210,797

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		50,943
	1 総務管理費	50,943
2 施設費		63,907
	1 施設整備費	63,907
3 公債費		95,897
	1 公債費	95,897
4 諸支出金		50
	1 還付金	50
歳出	合計	210,797

第 2 表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 債	54,200	証 書 借 入 又 証 券 発 行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他については当該借入先と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
計	54,200			

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の割合

(単位：千円、%)

款	歳入			
	本年度 予算額	前年度 予算額	前年度 対比	予算 構成比
1 分担金及び負担金	4,778	6,341	△ 1,563	2.3
2 使用料及び手数料	29,749	29,300	449	14.1
3 国庫支出金	30,000	29,000	1,000	14.2
4 繰入金	92,056	91,913	143	43.7
5 繰越金	1	1	0	0.0
6 諸収入	13	16	△ 3	0.0
7 町債	54,200	49,400	4,800	25.7
歳入合計	210,797	205,971	4,826	100.0

款	歳出			
	本年度 予算額	前年度 予算額	前年度 対比	予算 構成比
1 総務費	50,943	53,380	△ 2,437	24.2
2 施設費	63,907	62,389	1,518	30.3
3 公債費	95,897	90,152	5,745	45.5
4 諸支出金	50	50	0	0.0
歳出合計	210,797	205,971	4,826	100.0